

「都心臨海部光の道（ナイトウォークルート）基本計画策定業務委託」 業務説明資料

本説明書に記載した内容には、現在検討中のものも含まれるため、本プロポーザルのみの設定条件とし、将来の業務実施の条件となるものではありません。

1 件名

都心臨海部光の道（ナイトウォークルート）基本計画策定業務委託

2 履行期間

契約締結の日から令和2年3月27日（金）まで

3 履行場所

横浜市文化観光局創造都市推進課

4 業務の背景及び目的

本市では、ラグビーワールドカップ 2019TM、東京 2020 オリンピック・パラリンピックを契機とし、国内外の観光客を増やし、横浜のナイトタイムエコノミー活性化を図るため、世界から選ばれる夜間の観光コンテンツの創出を目指す「創造的イルミネーション事業」を実施します。

本業務は、この一環として、夜間の横浜の海辺の素晴らしさを次世代や国内外に伝えるため、横浜都心臨海部の公共空間、文化資源等を生かした、夜間の賑わい創出、歩行による回遊性向上を図る「光の道（ナイトウォークルート）」の基本計画を策定することを目的とします。

5 業務概要

(1) 業務の対象範囲

横浜駅周辺地区、みなとみらい地区、関内地区、関外地区の一部、山下ふ頭の一部

(2) 業務内容

ア 現況調査、課題整理

次の事項について、現地調査を実施し、現況を分析、課題を整理します。

- (ア) 夜間の地域資源の状況（夜景スポット、イルミネーション等の光の演出、夜間イベント、商店街、公園、港湾緑地、公開空地、歴史的建造物、飲食店、音楽ホールなど）
- (イ) 照明器具の設置状況（公共空間、主要な沿道建物、公開空地、屋外広告など）
- (ウ) 公共施設整備・開発の動向（みなとみらい歩行者デッキ、ハンマーヘッドパーク、ガス灯の延伸、新港ふ頭ターミナルビル、北仲通地区再開発、新市庁舎、山下ふ頭暫定活用など）
- (エ) 地元の意向確認（クリエイティブ・ライト・ヨコハマ推進協議会への出席など）

イ 光の道（ナイトウォークルート）の検討

アを踏まえ、次のルートを含む、最低5パターンのウォーキングルートの検討、設定を行います。

(ア) 水際線を中心としたルート

(イ) イルミネーション等の光の演出を中心としたルート

(ウ) 歴史的建造物等を中心とした横浜の歴史を感じられるルート

なお、ルートの設定にあたっては、地域の特色を意識したものとし、次の事項についても、設定します。

a ターゲット

b コンセプト、ストーリー

c ネーミング

ウ ルートの魅力向上に向けた施策の検討

ア、イをふまえ、次の事項について検討を行います。検討にあたっては、創造的イルミネーション事業における、20時、21時からそれぞれ10分間行われる特別な光の演出との連携を前提としてください。

また、ヒューマンスケールだけではなく、海上や大さん橋等からの遠景も併せて、検討してください。その際は特定の視点場を設定し、シミュレーションを行ったうえで、イメージ画を作成してください。

(ア) ハード整備（既存照明の改良、照明の新設、案内サインなど）

(イ) ソフト施策（ルートマップの作成、ルート沿い店舗等との連携、創造的イルミネーション事業関連イベントとの連携、広報PRなど）

※ 関係部署との調整、スケジュール・概算事業費の検討を含みます。

6 成果品

(1) 成果品

ア 中間報告書（電子データ（office 又は PDF 形式））

イ 報告書（A4判・冊子）10部

ウ 成果品電子データ（CD 又は DVD 等※使用するソフトウェアとバージョンを記載。）1枚

(2) 納入期限、納入場所

アについては、契約日～11月、12月、1月、2月の各期間分について、委託者が指定する日までに、委託者の監督員あてE-mailにて提出してください。イ、ウについては、履行期間内に、横浜市文化観光局創造都市推進課に納入してください。

(3) 著作権等

成果品の著作権及び所有権は委託者に帰属するものとし、委託者の承諾なしに公表、貸与又は使用できないものとします。

7 その他

業務の進捗状況について、定期的に横浜市に報告してください。横浜市が進捗状況の報告や資料の提出を求めた場合、特段の理由なくこれを拒んではなりません。